

家畜衛生課（五島家畜保健衛生所）

家畜・家きんを飼養されている方は、定期報告の提出が必要です

家畜伝染病予防法により、愛玩目的を含めて家畜・家きんを **1頭（羽）でも飼養している方は**、毎年2月1日時点での家畜の飼養状況等の報告が**義務付けられています**。

昨年報告いただいた方は、当所が送付する様式へご記入のうえ、提出期限内に当所、市町または最寄りのJA支店まで提出いただきますようよろしくお願いいたします。

新しく家畜・家きんの飼養をはじめた方やご不明な点がある方は、お手数ですが、当所までお問い合わせください。



<農場の分類>

家畜の種類	小規模	中規模	大規模
牛（24か月齢以上）、水牛	1頭	2頭以上、200頭未満	200頭以上
馬			
豚、鹿、めん羊、山羊、いのしし	6頭未満	6頭以上、3,000頭未満	3,000頭以上
鶏、うずら	100羽未満	100羽以上、10万羽未満	10万羽以上
あひる、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥		100羽以上、1万羽未満	1万羽以上
だちょう		10羽未満	

<提出書類>

○：必ず提出 △：提出したことがあり、前回内容と変更がなければ提出不要

内容	小規模	中規模	大規模
1 基本情報、家畜の種類と頭数	○	○	○
2 衛生管理区域の設定・消毒設備の設置		△	△
3 埋却地の確保状況		△	△
4 大規模農場に関する報告			△
5 飼養衛生管理基準の遵守状況		○	○

<提出期限> 期限内の提出をお願いします

- ① 牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚及びいのししの所有者 ⇒ **2021年4月15日**
- ② 鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥の所有者 ⇒ **2021年6月15日**

五島家畜保健衛生所 TEL:0959(72)3379（夜間・休日も転送されます）